

## 平成23年度調理師試験のお知らせです

### 受験資格

特定の施設又は営業で2年以上調理の業務に従事した人

### 試験日

平成23年9月15日(木)

午後1時30分から午後3時30分まで

試験会場 とりぎん文化会館 第1会議室

受験手数料 6,100円分の鳥取県収入証紙

### 願書提出期間

平成23年6月27日(月)から7月8日(金)

(ただし、土曜日・日曜日は除く)

(願書の受け取り、提出先は東部総合事務所生活環境局です)

### 【問い合わせ先】詳しくは

東部総合事務所 生活環境局 ☎20-3677

岩美町健康対策課 ☎73-1322まで

## 金婚のご夫婦をお祝いします

町では、9月に開催する「岩美町高齢者ふれあい福祉大会」の式典で、金婚のご夫婦をお祝いします。

ご夫婦そろって結婚50年を迎えられる方(昭和36年に結婚されたご夫婦)は、8月10日(水)までに、役場福祉課または各地区の老人クラブ会長さんにお申し出ください。

【問い合わせ先】福祉課 ☎73-1333

## 東日本大震災により被害を受けられた方へ 税金関係のお知らせ

大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免除が受けられ、税務署で手続きを行うことで所得税が還付となる場合があります。そのほか、源泉所得税の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例があります。

詳しくは、最寄りの税務署(鳥取税務署 ☎22-2141)に問い合わせいただくか、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください。

また、地方税についても、住民税、固定資産税、自動車税等の特例があります。詳しくは、岩美町税務課(☎73-1413)へ問い合わせください。

## あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。

詳しくは総務省東日本大震災関連情報HP(<http://www.soumu.go.jp>)をご覧ください。



## 広報「いわみ」に広告(有料)を募集します。

地域経済の活性化、町民サービスの向上を行うため新たな財源の確保を目指して、広告主を募集します。商店、会社のお知らせや宣伝に是非ご活用ください。

【申し込み〆切】掲載(掲示)月の前月1日(土日祝日の場合はその前業務日)

【その他】広告の制作費用は広告主の負担とします。

【問い合わせ先】企画財政課 ☎73-1412 FAX73-1569

E-mail [jiritu@iwami.gr.jp](mailto:jiritu@iwami.gr.jp)

ホームページ <http://www.iwami.gr.jp/>

1号広告	縦5cm×横18cm 1回掲載 6,000円
2号広告	縦5cm×横12cm 1回掲載 4,000円
3号広告	縦5cm×横6cm 1回掲載 2,000円